明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務八四）　一
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同八五）　三
〔告示〕
○電気通信事業法施行規則第五十八条第二項第一号の規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件（総務四〇八）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三二六）　七
○稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一六五）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月七日

総務大臣　鈴木　淳司